

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準の整備

一 発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとするものとする。 (第二十条の四関係)

二 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと又はクロルピリホスを添加した建築材料を用いないものとする。 (第二十条の五第一項第一号及び第二号関係)

三 居室の内装の仕上げには、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いないものとする。 (第二十条の五第一項第三号関係)

四 居室の内装の仕上げに、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、それぞれ当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に当該居室の用途の区分等に応じて定める数値を乗じた面積が、当該居室の床面積を超えないものとする。 (第二十条の五第一項第四号関係)

五 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けるものとする。

(第二十条の六第一項関係)

イ 機械換気設備にあつては、一定量以上の有効換気量等を確保すること、及びホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

ロ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

六 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる居室又は国土交通大臣の認定を受けた居室については、換気設備の設置を要しないものとする。こと。  
(第二十条の六第二項関係)

七 一年を通じて、ホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおおむね〇・一ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、建築材料の使用制限及び換気設備の設置に係る規定を適用しないものとする。こと。  
(第二十条の七関係)

## 第二 構造方法に関する技術的基準の合理化

一 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材ごとに規定する接合法によるほか、これらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法によることができるものとする。

(第六十七条第一項関係)

二 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全であることが確かめられた鉄骨造の建築物については、構造耐力上主要な部分である鋼材の接合をボルト接合によることができるものとする。

(第六十七条第一項第二号関係)

三 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして国土交通大臣の認定を受けたものによることができるものとする。

(第六十七条第二項関係)

四 鉄筋コンクリート造の構造耐力上主要な部分である柱は、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、主筋を帯筋と緊結する必要がな

いものとする。

(第七十七条関係)

### 第三 避難施設に関する技術的基準の合理化

風俗関連営業の用途に供する階については、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならないものとする。

(第二百二十一条関係)

### 第四 その他の所要の規定を整備するものとする。

### 第五 附則

一 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十五号)の一部の施行の日(平成十五年七月一日)から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条及び附則第三条関係)

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第六条第一項並びに同法第二十条第一号（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条の二、第三十五条（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第六十八条の十第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の二 換気設備（第二十条の二・第二十条の三）」を  
「第一節の二 開口部の少ない建築  
第一節の三 居室内における化学

物等の換気設備（第二十条の二・第二十条の三）

に改める。

物質の発散に対する衛生上の措置（第二十条の四・第二十条の七）」

第十三条の二第三号イ中「から法第二十九条まで」を「、法第二十八条、法第二十九条」に改め、同号口

中「第二章（」の下に「第一節の三、」を加え、同条第四号口中「第二十条の三」の下に「、第一節の三」を加える。

第二章第一節の二の節名を次のように改める。

第一節の二 開口部の少ない建築物等の換気設備

第二章第一節の二の次に次の一節を加える。

第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置

（発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質）

第二十条の四 法第二十八条の二の政令で定める化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

（化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準）

第二十条の五 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で建築材料に係るものは、次のとおりとする。

一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。

二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料を用いないこと。ただし、その添加から長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定め

る建築材料については、この限りでない。

三 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発生するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発生建築材料」という。）を用いないこと。

四 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発生するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発生建築材料」という。）又は夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発生するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発生建築材料」という。）を用いるときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発生建築材料を

用いる内装の仕上げの部分の面積に次の表・の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に同表・の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、これらの面積の合計）が、当該居室の床面積を超えないこと。

住宅等の居室		住宅等の居室以外の居室	
換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若し	その他の居室	換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若し	換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若し
	その他の居室		その他の居室



・	〇・二〇	〇・五〇	〇・一五	〇・二五
・	一・二	二・八	〇・八八	一・四
				〇・五〇

備考

- 一 この表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場（常時開放された開口部を通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。）をいうものとする。
- 二 この表において、換気回数とは、次の式によつて計算した数値をいうものとする。

$$n = \frac{V}{Ah}$$

〔この式において、 $n$ 、 $V$ 、 $A$ 及び $h$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。〕

n	一時間当たりの換気回数
V	機械換気設備の有効換気量（次条第一項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ・から・までに掲げる構造とするものにあつては、同号ロ・に規定する有効換気換算量）（単位 一時間につき立方メートル）
A	居室の床面積（単位 平方メートル）
h	居室の天井の高さ（単位 メートル）

2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第四項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）

）については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。

5 次条第一項第一号八に掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。

第二十条の六 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で換気設備に係るものは、次のとおりとする。

一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。

イ 機械換気設備（口に規定する方式を用いるもので口・から・までに掲げる構造とするものを除く。

）にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

・ 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。・において同じ。）が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$Vr = nAh$$

この式において、 $Vr$ 、 $n$ 、 $A$ 及び $h$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Vr$  必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

$n$  前条第一項第四号の表備考一の号に規定する住宅等の居室（次項において単に「住宅等の居室」という。）にあつては〇・五、その他の居室にあつては〇・三

$A$  居室の床面積（単位 平方メートル）

$h$  居室の天井の高さ（単位 メートル）

一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

及び・に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

口 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあつては、第二百二十九条の二の六第

二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

- ・ 次の式によつて計算した有効換気換算量がイ・の式によつて計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

$$Vq = Q \frac{C - \phi}{C} + V$$

この式において、 $Vq$ 、 $Q$ 、 $C$ 、 $Cp$ 及び $V$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Vq$  有効換気換算量（単位 一時間につき立方メートル）

$Q$  浄化して供給する空気の量（単位 一時間につき立方メートル）

$C$  浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位 一立方メートルにつきミリigram）

$Cp$  浄化して供給する空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位 一立方メートルにつ

きミリigram）

〔 V 有効換気量（単位 一時間につき立方メートル） 〕

・ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

・ 及び・に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

八 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

二 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室のみに係るものを除く。）又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれ  
ぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保す  
ることができるとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若しくはその他の居室  
又は国土交通大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその他の居室については、適用しない。

第二十条の七 前二条（第二十条の五第一項第一号及び第二号を除く。）の規定は、一年を通じて、当該居  
室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおお  
むね〇・一ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については  
、適用しない。

第六十七条第一項中「、高力ボルト接合、溶接接合又は」を「高力ボルト接合、溶接接合若しくは」に改  
め、「添板リベット接合）」の下に「又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定  
を受けた接合方法」を加え、「、高力ボルト接合又は溶接接合」を「高力ボルト接合若しくは溶接接合又は  
これらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法」に改め、同項ただし書  
中「軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートル

ルを超えるものを除く。)について、「を」次に掲げる建築物については、ボルト接合(「」に、「において  
は、ボルト接合」を「に限る。第二号において同じ。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物(延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、ボルト接合によつても国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた建築物

第六十七条第二項中「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」を「、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」に改める。

第六十八条中第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

第六十八条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定は、同項の規定に適合する高力ボルト接合と同等以上の効力を有するものとして国土交通大



臣の認定を受けた高力ボルト接合については、適用しない。

第七十七条ただし書中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同条第一号中「とし、帯筋と緊結する」を「とする」に改め、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 主筋は、帯筋と緊結すること。

第二百一十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「、集会場又は物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートルをこえるものに限る。第二百二十二条第二項、第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第三項において同じ。）」を「又は集会場」に改め、「、売場」を削り、同項第五号イ中「第三号まで」を「第四号まで」に、「こえず」を「超えず」に改め、同号口中「こえる」を「超える」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「こえる」を「超える」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバーの」を「次に掲げる」に改め、「客席」の下に「、客室その他これらに類するもの」を加え、「こえず」を「超えず」に、「こえない」を「超えない」に改め、同号に次のように加える。

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー

ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設

ハ ノードスタジオその他これに類する興行場（劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。）

ニ 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設

ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗

第二百二十一条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものに限る。第二百二十二条第二項、第二百二十四条第一項及び第二百五条第三項において同じ。）の用途に供する階でその階に売場を有するもの

第三百三十六条の二の九第一号イ中「法第二十九条、法第三十条」を「法第二十八条の二から法第三十条まで」に改め、同条第二号の表中・の項を・の項とし、・の項から・の項までを一項ずつ繰り下げ、・の項の次に次のように加える。

イ 法第二十八条の二及び法第三十七条の規定

・ 換気設備	□ 第二十条の六第一項第一号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定
-----------	---

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

（国土交通大臣の認定等に関する経過措置）

第二条 改正後の建築基準法施行令（以下「新令」という。）第二十条の五から第二十条の七までの規定による国土交通大臣の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、新令の例によりすることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質及び化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準等を定めるとともに、併せて社会経済情勢の変化を踏まえた建築物の構造及び避難に関する規制の合理化を図るため、関係規定の見直しを行う必要があるからである。